

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	継続支出の有無	
(特財)日本語教育振興協会	法人会費(法人会員、年会費)	426,000	機関毎に120,000+(250×学生定員数(千円未満切捨て))	5/10	配布される専門誌や研究会・研修会等に参加することにより、法務省の出入国管理行政、文部科学省の留学生受入政策、外務省の在外公館における出入国に係る査証行政及び自治体の外国人対応等の最新情報を得るため。また、会員になることで、同財団が実施する認証システム(中国の学位・学歴を認証するシステム)が利用でき、中国人学生の入学選考を円滑・適正に行うことができる。なお、機関毎に会員になることが必要であるため、東京と大阪それぞれで会員となっている。	特財	国所管	機構の役職員が、公益法人等が主催する会議等に参加する又は同会議等で発表等を行う予定があること及び公益法人等の会員等にならなければ得られない情報収集等ができることから、継続して支出する。	有
	研修費	14,060	—	8/10、2/10	—			教職員の資質向上及び他の教育機関との密接な意見交換による日本語教育機関における教育課題についての現状把握により、センターの運営に役立てることができることから、継続して支出する。	有
(公財)大阪国際交流センター	法人会費(法人会員、年会費)	100,000	一口100,000	1/24	本機構大阪日本語教育センターの隣接施設であり、入学式及び卒業式等に利用する機会が多く、会員となることで施設使用料の20%割引が適用されるため。また、当該法人とは協働して留学生の交流事業を実施する機会が多い。	公財	国所管	公益法人等の会員等の特典により、機構の経費削減につながる事が明確に説明できることから、継続して支出する。	有

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載している。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。